

臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：出生・発達分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○臨床医学委員会 健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本の小児医療は乳児死亡率に見るように世界最高水準とされ、世界的な発信が求められている。子どもの治療方針の決定は代理決定に基づくため倫理的に苦慮することが稀でない。一般に「児の最善の利益」が目標とされるが、その定義は明確でなく、治療中止も慎重な判断が必要である。また、最近の出生前診断の是非についても検討が必要とされている。</p> <p>そのような子どもの医療の倫理的課題について国民的議論が求められているが、検討の場として日本学術会議は最も相応しいと考えられる。分科会委員は学際的に選出されており、その「意思の表出」は、今後、一つの判断基準として広く用いられる可能性が高く、他国の同様の提言との比較も可能となる。</p>
4	審議事項	<p>1. 子どもの医療における「児の最善の利益」の定義と条件</p> <p>2. 子どもの医療における代理意思決定の課題の抽出と臨床応用の仕方</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	